

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-5
処分の種類	浄化槽保守点検業者の登録拒否			
根拠法令条例等・条項	浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第6条第1項			
処分の概要	浄化槽保守点検を営もうとする者の登録申請に対する拒否			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例第6条に該当する場合            浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例第6条            知事は、第3条第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者が次の各号の一に該当する者であるとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者            (2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者            (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの            (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者            (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの            (6) 法人でその役員のうち前各号の一に該当する者があるもの            (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者</p>			
基準の制定根拠	浄化槽の保守点検業者の登録等に関する条例第6条			